

制 定 平成 27 年野々市市教育委員会告示第 3 号  
(平成 27 年 1 月 30 日)

1 趣旨

この基準は、新鮮で魅力ある資料構成を維持するために、野々市市立図書館の図書、記録その他の資料（以下「資料」という。）の除籍及び廃棄の基準に関し必要な事項を定める。

2 除籍の対象となる資料

図書館情報管理システムに登録されている資料であって、除籍の対象となるものは、次のとおりとする。

(1) 傷んだ図書又は雑誌

- ア 汚損し、又は破損により補修できないもの又は補修する価値がないもの
- イ 落丁、乱丁等があるもの

(2) 資料的な価値を失った図書

新版による更新、法令等の改正、国又は地方の社会事情等の変化、その他の事情によって資料的な価値を失ったもの

(3) 複本

ア 新版、改訂版若しくは同類の図書又は雑誌によって代替可能となったもの又は複

本

イ 同一内容の電子資料の導入により、使用頻度が著しく低下し、かつ、将来にわた

って再び活用する見込みのない図書

(4) 利用頻度が低い資料

ア 受入れした日からおおむね 5 年を経過した時点で、利用頻度が低いもの、かつ、将来にわたって利用される見込みのない図書

(5) 保存期間を経過した雑誌

(6) 亡失資料

ア 蔵書点検の結果、所在不明となった資料で、不明が発覚した日から 2 年を経過したもの

イ 貸出した日から 2 年を経過し、返却の見込みがないもの

(7) その他館長が不用と判断したもの

3 廃棄の対象となる資料

図書館情報管理システムに登録しない資料であって、廃棄の対象となるものは、次のとおりとする。

(1) 傷んだ図書及び雑誌以外のもの

ア 汚損し、又は破損により、補修できないもの又は補修する価値がないもの

イ 落丁、乱丁等があるもの

- (2) 保存期間を経過した新聞
- (3) 内容が古くなり資料的な価値を失ったパンフレット類
- (4) その他館長が不用と判断したもの

4 除籍及び廃棄の対象としないもの

- (1) 類書がなく、代替が困難なもの
- (2) 再び収集することが困難でかつ有用なもの
- (3) 郷土資料のうち、価値のあるもの

5 前項の規定にかかわらず、郷土資料については、価値のあるものであっても所蔵数や利用状況を考慮したうえで、必要部数を除き、除籍することができる。

6 視聴覚資料等の除籍

視聴覚資料等の除籍基準については、図書に準ずる。ただし、破損したものを除き、当該資料の数が、その収蔵可能数を超えた場合に除籍する。

7 その他

この基準は、必要に応じて随時見直しを行う。

附 則

この基準は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。